



Title	1948年のフィンランド・ソ連条約の成立事情に関する覚書(4)
Author(s)	百瀬, 宏; MOMOSE, Hiroshi
Citation	スラヴ研究, 30, 135-151
Issue Date	1982-10-28
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/5135">https://hdl.handle.net/2115/5135</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	KJ00002052882.pdf



# 1948年のフィンランド・ソ連条約 の成立事情に関する覚書(4)

百 瀬 宏

1. 問題の所在(第24号)
2. 背 景
  - (i) YYA条約の予兆的諸事実
  - (ii) 1947年のフィンランド—ソ連関係
3. ソ連の交渉提議とフィンランドの対応
  - (i) ソ連による交渉提議
  - (ii) フィンランドの交渉応諾(以上第27号)
4. モスクワ交渉とYYA条約の成立(第28号)
5. SKPのクーデタ風聞\*とフィンランド内政
6. 結びにかえて

## 5. SKPのクーデタ風聞とフィンランド内政

ここではまず、本稿冒頭の「問題の所在」において触れた1948年3—4月のフィンランド共産党のクーデタ風聞事件について、当時一般に知られていた現象的な経過を述べ、つぎにこの事件にたいする諸研究文献の見解を紹介し、そのうえで諸史料の吟味にもとづいて事件そのものに関し考察してみることにしたい。

事件の現象的な経過としては、つぎのように要約することができるであろう<sup>1)</sup>。1948年2月のソ連による友好・協力・相互援助条約提議によって、フィンランド国内の緊張は一挙に高まった。とりわけ、2月25日にチェコスロヴァキアで政変が生じ共産党が政治の実権を掌握したことは、フィンランド国内に、フィンランド共産党もまた政治権力の掌握をめざして「クーデタ」に出るのではないかという不安を巻き起こした。しかも、フィンランド側がソ連側の提議に応じざるをえず代表団がモスクワに赴いて交渉が始まっている3月25日にフィンランド共産党書記長ヘルッタ・クーンネン Herta Kuusinen がヘルシンキ市の展覧会ホール Messuhalli で開かれた党集会で演説し、チェコスロヴァキアの情勢を論じて「われわれの途もまたそこにある」(Siinä on myös meidän tiemme)<sup>2)</sup>と述べたことが、数日後、非共産党系の新聞や政治家によって大々的にとりあげられ、フィンランド共産党がチェコスロヴァキアの共産党と同じく「クーデタ」を企てているという風聞が、いかにも現実味をおびたかたちで広まったのである。しかもこの風聞は4月6日に友好・協力・相互援助条約が成立してのちも容易には消えず、4月26日の夜には、大統領パ

\* 前回までの章立て予告には「SKPの蜂起風聞とフィンランド内政」というように「蜂起」の語を使用してきたが、同章執筆の過程で「クーデタ」の語を用いることが妥当と考えられたので、章題の変更をお許し頂きたい。

1) 以下の要約内容はフィンランドでは常識化している情報にもとづくので出典明示はあまり意味をもたないが、A. F. Upton, *The Communist Parties of Scandinavia and Finland: The History of Communism* (London: Weidenfeld and Nicolson, 1973), pp. 290-295に簡にして要をえた記述があり、主にこれを参考にした。

ーシキヴィの秘かな指令によって軍は政府武器庫の衛兵を増強し、砲艦を大統領官邸正面の港に配置する措置をとり、またヘルシンキ市警は非常警戒体制に入って、警察用武器をスールキルッコ Suurkirkko 教会下の地下壕内に移動させた。政府のこの措置にたいしてフィンランド共産党はただちに政府に代表を送って意図をただしたが、措置はペッカ内閣の頭越しにとられていたので満足な説明はえられなかった。翌4月27日に国防軍総司令官シフヴォはラジオ放送で、それは戦後に臨時の保管措置をとっていた武器の管理強化を目的にした措置で「少なくとも左翼に向けられたものではなく」、「政治的性質の背景をもつものではないと述べた<sup>3)</sup>。しかし、非共産党系の新聞などによって、この厳戒措置の結果共産党によるクーデタは未然に防止されたのだという印象が一般化し、また共産党の陰謀なるものをまことしやかに伝えたエピソードも流布された。その一例を挙げれば、5月3日に『トゥルン・サノマット』紙はつぎの話を伝えた<sup>4)</sup>。3人の男——ヴァルヨネン Unto Varjonen, キルペライネン Yrjö Kilpeläinen の2人に今1人の匿名希望の人物——がパーシキヴィ大統領を訪れ、フィンランド共産党の古参指導者トゥレ・レヘン Ture Lehén が描かせた地図のコピーを提出した。それは、レヘンがクーデタ用に描かせたもので地図の製作者がレヘンを裏切ってコピーを作りそれがキルペライネンの手に入ったものであった。それを聞くとパーシキヴィは激怒して「目に物見せてくれる!!!」といい、総司令官シフヴォ、内相レイノ、ヘルシンキ市警長官ガブリエルソン Erik Gabrielsson に命じて非常措置をとった、というものである。このクーデタ風聞事件については、政府は共産党の要求にもとづき調査委員会を設置したが、結局同委員会は6月に調査結果を報告して、4月26日の警戒措置を正当化する理由も、共産党のクーデタ計画の証拠も見当らなかった、と述べたのであった。

以上が本稿でいう SKP のクーデタ風聞事件のあらましであるが、それでは、この事件は、後日の歴史研究文献ではいかなる評価を受けているであろうか。結論から述べれば、事件直後のフィンランドにおけるクーデタ計画存在説の流行にもかかわらず、研究文献のうちでは、フィンランド内外を問わず、クーデタ計画の存在を立証し、あるいは主張しているものはほとんどないことが注目される。まずフィンランド人著者による文献から始めよう。本稿の冒頭で紹介したヒュヴァマキは、現象的事実を記述するだけの慎重な態度を持しており、事件にたいするかれ自身の断案は見当らないが、すでに触れたような著述目的からしても、共産党によるクーデタが企図されていたとしても意外ではないという見解にかれが立っていたと推測するのが妥当であろう。その後の議論のされ方を見ると、クーデタ計画があったとする推測に一貫して立っている著述家には、評論家であり保守党議員をも務めてきたユンニラ Tuure Junnila がある。かれは、1970年代初の保守党の外交方針転換後もなおケッコネン外交路線の批判者としての立場を守りつづけたが、1971年にかれが出版した『フィンランドの独立について問題あり』と題する著書の中でユンニラは、共産党のクーデタ風聞については何が真相かは判然としないことを認めつつも、「この場

2) この原語は次からとった。Hyvämäki, mt., ss. 174-175. なお, Veikko Huttunen, *Talvisodasta turvakokoukseen* (Helsinki: WSOY, 1974), s. 301.

3) Tuure Lehén, *Vallankaappaushölmöily 1948* (Helsinki: Kansankulttuuri, 1972), ss. 10-12.

4) *Ibid.*, ss. 45-46.

合にも、火のまったくくなく煙は立たなかったのだ』<sup>5)</sup>とし、フィンランド政府の措置かレイノの寝返り<sup>6)</sup>か SKP の事情か「いずれにしてもクーデタ企図は、おそらく本気で計画されていたろうにも拘らず、結局は現実にこころみられずに終わったのだ』<sup>7)</sup>と断じている。ところが、このような見解は1960年代後半以降のフィンランド側文献の中では少数派であるといえるであろう。たとえば、1967年に出版されたパーシキヴィーケッコネン路線(第2次世界大戦後のフィンランドの外交路線)を肯定的に描いたパイレ Georg Paile のフィンランド外交論は、SKP のクーデタ計画なるものが実在したというよりはその風聞がむしろその後の政治的展開——SKP の退潮——に利用された、という見解をとって、次のように述べている。「その実在が当時もその後も裏づけられたり証明されてもいない SKDL〔人民民主同盟——SKP が中核をなす〕のクーデタに関する噂は、生れたか生みだされたかしたのであって、巧妙な政治家〔パーシキヴィを指すと思われる——百瀬〕にたいして政治的な目的を達成するために利用できる秘かな材料を提供したのである」<sup>8)</sup>。本稿の序文においてすでに言及したヤコブリンのフィンランド外交解説書は、パイレの著書の翌年1968年に出版されているが、かれもまた、「共産党のクーデタに関する噂はパーシキヴィに、ソ連の安全保障上の利益を考慮することは内政上の譲歩を前提としない、すなわち、対ソ関係を良好に保持しながらフィンランド共産党を押えこむことができるという理論を実証する可能性を与えたのである」<sup>9)</sup>として、これをパーシキヴィ外交路線にとっての「二重の勝利」と呼んだのである。こうした見解は、1974年に出版されたフットゥネン Veikko Huttunen の浩瀚なフィンランド外交論においては、支持されるのみならずさらに大胆に押しだされている。「いずれにせよ、委員会〔すでに触れた軍・警察の非常警戒措置に関する委員会〕の立場は正鵠をえており、いかなる共産党のクーデタも実行を企図されなかった、と思われる」<sup>10)</sup>。フットゥネンの主張は、SKP のクーデタはソ連の支持なくしては不可能であり、そもそもソ連はフィンランドの革命を意図してはいなかった、という基本的な観点に立っているのである。

それでは、SKP のクーデタ風聞に関して諸外国のフィンランド政治の研究者はどのような見解を抱いているであろうか。本稿の筆者の管見のかぎり、ここでもクーデタ企図の実在を疑う傾向が有力である。諸外国の研究者のあいだにも、戦後のフィンランドの外交路線、とりわけケッコネンのそれをめぐって肯定、否定の両論の対立がかなり鮮明にみられるが、否定論の立場に立つアメリカの研究者ビリングトン James H. Billington は、「クーデタを決して企てたことはないという事件後の共産党の主張には若干の真理があるかも知れない。なぜならスターリンの〔パーシキヴィ宛〕覚書から2週間のあいだに共産

5) Tuure Junnila, *Suomen itsenäisyydestä on kysymys: Viime vuosien suomalaisen politiikan erittelyä* (Porvoo・Helsinki: WSOY, 1971), s. 12.

6) この点については後述。

7) Junnila, *mt.*, s. 12.

8) Gorg Paile, *Pelin säännöt: Suomen ja Neuvostoliiton suhteet vuodesta 1944* (Helsinki: Kirjayhtymä, 1967), s. 75.

9) Jakobson, *Kuumalla linjalla*, s. 85. なお、同書の英訳書は、まったく同趣旨であるがやや簡単な表現を行なっている (Jakobson, *Finnish Neutrality*, p. 44. 和訳書, 88 ページ)。

10) Veikko Huttunen, *Talvisodasta turvakokoukseen: Oman ajan aikamme Suomen historia* (Porvoo・Helsinki, 1974), p. 304.

党が不活発であったことは、不決断と明確な事前計画の欠如を反映している」<sup>11)</sup>と述べ、SKP がクーデタ計画をもたなかったわけではなく、ソ連とフィンランドの外交折衝の進展いかんを見守って決断を下しかねていたのであり、さらにはスターリン自身がフィンランドにおけるクーデタの可否について判断がつかなかったのだ、という臆測を述べている。しかし、英語世界で出版されるフィンランド政治研究の文献の中ではビルングトンもまた少数見解に属する——フィンランド語文献の引用にあたって初歩的な誤記が散見されるかれの論説を以下に挙げるフィンランド専門研究者のそれと同列におきうるか、という問題は、措くとしても、——なのであって、つぎの二つの文献は明解にクーデタ計画不在論の立場に立っている。その一つは、1973年に出版されたイギリスの研究者アプトン A. F. Upton の研究であって、さきに述べた調査委員会の報告について、「この報告は、それにふさわしい注目を受けたことはなかった。なぜならば、新聞の編集者と公安関係者を尋問した挙句に同委員会は、4月26日の非常警戒体制を正当化したり、あるいは共産党の権力奪取にまつわるいかなる話を確認する事実も見いだすことができなかつたからである」と述べたうえで、「唯一の合理的な結論は実際には〔クーデタ〕計画は存在しなかつたからそういうことになった、ということにつきる」<sup>12)</sup>と断じている。アプトンの研究よりのち1978年に刊行されたカナダ出身の研究者クロスビーの『ケッコネン路線』と題する重厚なフィンランド外交研究書は、これもまた「危機の時期に共産党が暴力的な権力篡奪を計画したと一般に信じられたし、この信念は以後もフィンランドの多方面で保持されてきた。しかしながら、証拠資料の示すところは、そのような計画は存在しなかつたということである」といいきっている<sup>13)</sup>クロスビーは風聞のもととなったクーシネンの演説に関して、非共産党系の新聞が喧伝する以前に共産党系の一新聞が掲載した同演説の記事を分析して、「このテキストにはそうした挑発的な言明はない」とし、またそもそも「共産党は1945年に赤—緑同盟〔人民民主同盟・社会民主党・農民党の三党連立政権の称〕が誕生して以来、議会制民主主義とその手段を支持していたのであって、展覧会ホールにおけるクーシネンの演説もこの路線からなんら外れるものではなかつた」<sup>14)</sup>と述べている。そして、「スターリンの書簡が喚びおこし、独立が危機に瀕するというさしせまった恐怖を描きだした1948年の危機は、〔YYA 条約が調印され外圧の恐れが去った〕4月6日以後も、フィンランド共産党に鉄槌を下すという明らかな目的を以て、意図的な危機として存続せしめられたのである」<sup>15)</sup>と結論づけているのである。

以上で SKP のクーデタ風聞事件に関する諸研究文献の見解を一応検討したが、以下においてはこれらの議論を踏まえながら事件そのものを検討してみることにしよう。ただここで断わりしておかなければならないことは、筆者が目下入手しえている文献が限られ

11) James Billington, "Finland" in *Communism and Revolution: The Strategic Uses of Political Violence*, Cyril E. Black and Thomas P. Thornton eds. (Princeton, New Jersey: Princeton U. P., 1964), p. 129.

12) Upton, *op. cit.*, p. 293.

13) H. Peter Krosby, *Kekkosen lina: Suomi ja Neuvostoliitto 1944-1978* (Helsinki: Kirjayhtimä, 1978), s. 131.

14) *Ibid.*, s. 133.

15) *Ibid.*, s. 135.

ていることである。「SKP クーデタ計画」の存否を問う作業そのものが一個の独立論文を要求する点は措くとしても、重要な文献のいくつかが未入手であること——それは行論中に明記するはずである——が、本稿の結論を暫定的なものたらしめることになる。

考察の手順としては、まず、SKP クーデタなるものの存否の問題について検討し、ついでクーデタ風聞事件がもつ意味について考察してみることにしたい。ところでこの SKP クーデタ風聞については、さきに触れたように1948年5月3日の『トゥルン・サノマット』紙がクーデタ計画地図の作成者としてレヘーンの名を挙げていたが、その当のレヘーンが1972年になって『1948年のクーデタ愚行』と題する小冊子<sup>16)</sup>を刊行している。この小冊子は、たとえば1969年末にフィンランドを訪れたフランスの『ル・モンド』紙の記者タチュ Michel Tatu が1948年4月26日にパーシキヴィがとった非常呼集措置をクーデタ企図粉碎に役立ったものとして評価しているのをとらえて、いまだに SKP のクーデタ未遂説が流布しているのを反論したものであるが、小冊子の主たる部分はクーデタ風聞が SKP 押えこみに利用されたという著者の主張の実証に費されており、SKP にクーデタ企図がなかったという主張を裏づける叙述は読者の期待に反して少ない。レヘーンは、3人の男がパーシキヴィに報告したという話に根拠があるのか、それともまったくの作りごとだったのか、という問を出し、「もちろん、だれか悪党どもがレヘーンの地図だと勝手に命名した何枚かの地図を実際に大統領に提出した可能性はある。だが、なぜこの祖国に大変な貢献をした地図製作者の名が永久に不明なままにされているのか、なぜ国民にかれに感激する機会を与えないのか、1度も検討されたことはないのである」、「J. K. パーシキヴィの遺した文書が公開される世紀の交以前には〔事態が解明されることは〕ない。したがって、紀元2000年に107歳の生証人として伝説的な地図製作者と、おそらくはまたパーシキヴィの事情聴取の際に『記録に残ることを気づかった』あの『3人目の男』とも知合いになれるという希望をもっていることが生きる甲斐だ」<sup>17)</sup>と皮肉な調子で答えている。ただし、レヘーンは、当時 SKP がクーデタ計画を有していなかったという主張の積極的な立証はしていない。その理由は、「噂のキャンペーンの監督や警察当局の成果のないままにとどまった調査や、事態をしたしく追った人物の証言などから、共産党のクーデタの話はたんなるいたずらや挑発にすぎないことが十分に明白となる」からであった。レヘーンは話を継いで、「共産主義者は社会革命の努力をかくしはしないが、当面の問題はまったく別の事柄、すなわちクーデタにたいしていかなる態度をとるべきか、ということである」とし、「共産主義者自身は理論的にも実践にもクーデタに興味はもたない。なぜなら、クーデタとはこの語が一般的に有している意味では、人民の背後で秘密結社のやり方で遂行される政変、権力と独裁者を志向する個人もしくは僅かな少数者グループの手に篡奪することを意味するからである」と述べている。レヘーンの記述は、クーデタ計画はまったくなかったのであり、そのことは自明の理であるという前提に立っている。たしかに、なにごとかが「あった」ことを証明するよりは「なかった」ことを証言することの方が技術的に困難であろう。それにしても、レヘーンの記述はクーデタ計画の不存在証明としては簡単にすぎるのであり、これを以てクーデタ計画のなかったことが実証されたとは論理的にとらえてい

16) Lehén, *mt.*

17) *Ibid.*, s. 48.

いえないであろう。

しかしながら、レヘーンの著作の線からはこれ以上の事実関係は出てこないで、別の角度から、すなわち現在までに明らかになっている諸事実にもとづいてクーデタ風聞事件の全貌を再構成し、その中で事件の意味を考えてみることにしたい。本稿冒頭で『危険な時代』の著者としてすでに紹介したヒュヴァマキは3月25日にヘルッタ・クーンネンがなした、そしてSKPのクーデタ風聞の有力な世間的論拠となった言明に関して、つぎのような記述をなしている。「チェコスロヴァキアの事件は国中に共産主義者にたいする、とりわけいわゆるバリケード派が率いる極端な側にたいする関心を喚び起した。『ヴァパー・サナ』紙 (Vapaa Sana)<sup>18)</sup>の説明によれば、ヘルッタ・クーンネン自身が3月25日にチェコスロヴァキアの事件について『われわれの途もまたそこにある』と述べた。この言明は国中に知られ、〔1948年6月の〕国会選挙戦の際にいく度となく繰返された<sup>19)</sup>。この記述の中のSKPバリケード派なるものについては、ヒュヴァマキは注記で、SKPの入閣路線に反対したグループで、1946-47年にソ連から帰国した元亡命黨員から成り、そこには冬戦争の折のテリヨキ政権の閣僚の1人でヘルッタ・クーンネンの初婚の夫であった上記のレヘーンが含まれていた、としている。しかもヒュヴァマキは、以上に加えて、つぎのように述べている。「強硬路線の存在にたいする公然たる指摘は、すでに1945年にヘルッタ・クーンネンがなしている。かの女は、『コムニスティ』誌上で、いくつかのグループ中に存在する『軍事占領の力を借りて』わが国民の重大問題〔革命のことであろう―百瀬〕を解決したいという願望があることを、批判的に指摘した<sup>20)</sup>。すでに見たようにヒュヴァマキはSKPのクーデタ風聞に根拠を認めている研究者の1人であるが、この注記からヒュヴァマキが「煙」の「火元」と考えているのが「バリケード派」だということが推測されるし、ヒュヴァマキがクーンネンの言明を風聞のような意味には受けとっていないことも明らかである。ましてや「火元」の存在そのものに疑問をもつアプトンやクロスビーは、クーンネンの真意が次期国会選挙で勝利を占めようとする党路線の遵守にあり、クーデタを煽動するがごときものでなかったことを主張している<sup>21)</sup>。

しかしながら、本稿の筆者は、こうした諸先学の議論によってクーンネン言明をめぐる問題を事足りりとするには割切れなさを覚えるものである。その理由は、第1に、諸家がそれとの比較においてフィンランドの事件を論じているチェコスロヴァキアの「クーデタ」なるものの理解について疑問の余地があると思われるからであり、第2に、クーンネンがことさらにチェコスロヴァキアの事件に言及した意味は何かという疑問が残っているからである。まず、いわゆるチェコスロヴァキアのクーデタ事件なるものは、実は単純に「クーデタ」と呼ぶことができる事件ではなかった事実がある。チェコスロヴァキアの政変は、たしかに共産党所属の内相が行なった警察人事に端を発してはいたが、共産党の政府よりの排除を狙って非共産党閣僚の一部が辞表を提出したのを共産党が逆手にとり、東独とハンガリーのソ連占領軍の存在を背景に、首都で大規模な労働者デモを組織し

18) SKP と社会民主党左派とが連携した SKDL の事実上の機関紙。

19) Hyvämäki, *mt.*, ss. 174-175.

20) *Ibid.*, s. 174.

21) Upton, *op. cit.*, pp. 290-291. Krosby, *mt.*, s. 133.

てかえって政治の実権掌握に成功した事件であった。したがってチェコスロヴァキア共産党の側ではこの事件を新たな権力獲得とは考えず、むしろ反革命的企図からの防衛として認識していたわけであった<sup>22)</sup>。ところで、第2に、上記の『ヴァパー・サナ』のほかに、SKPの機関紙『労働人民新聞』は、クーンネンの演説の該当部分をつぎのように再現していた。「平和と土地とパンのために共同戦線を作ろう。/チェコスロヴァキアの道について語ろう。チェコスロヴァキアの人民がえらんだ方向を覆えそうとする企てが成功せず、むしろその方向が固まったことは、ある人びとにとって恐怖である。チェコスロヴァキアの道は、外国資本の煽動によって企てられた方向転換を阻止する、ということである。だがその背後には人民の無条件的多数を代表する人民戦線、議会的社会的勢力が必要だ。……後向きに考えるのではなく、平和をめざす、民主主義の、経済的福祉の道を前進しなければならない」<sup>23)</sup>。クーンネンの発言は、かの女なりの文脈からするならば、フィンランドにおいても方向の転換が企てられることをクーンネンが恐れており、しかもそれをチェコスロヴァキアのようなかたちで「阻止」するためには、人民の力の結集が必要だと訴えたものだということができよう。ここに見られるのは、チェコスロヴァキア——そこでも共産党は2月政変当時5月の国会選挙を控え勢力後退が予想されていた——以上にフィンランド共産党が守勢に立たされていた、というクーンネンの認識であろう。

ところで、ヒュヴァマキが『危険な時代』を執筆していた当時はまだ明らかにされていなかったが、のちに内相レイノによるSKP「裏切り」事件として俗に知られる事実が明らかになった。これは、ペッカラ内閣の法務大臣でありSKPの幹部であったレイノがフィンランド軍総司令官、シフヴォに3月9日面会し、内乱発生情報を伝えたといわれる事件であり、このレイノの通報がもとになって大統領パーシキヴィが4月26日の非常呼集措置をとったかのごとき見方が一般化した。しかし、諸事実を検討すると、ここに述べた一般的な見方は不正確であることが判る。まず、フィンランド軍総司令官シフヴォ Arne Sihvo へのレイノの通報事件はレイノの未刊の回顧録に依拠してレイノの息子オッレが伝記で伝えているところによると、つぎのようである。1948年3月初めに、SKPが事実上大きな影響力を有していた国家警察(Valpo)が出所の定かでない「フィンランドの反政府戦線運動の組織、1947年」(SUOMEN VASTARINTALIIKKEEN ORGANISAATIO 1947)と題する文書を手に入れ、内相レイノに提出した。その文書は反政府運動の組織、資金作り、軍事行動計画を記載しているのみならず、戦争責任裁判で有罪を宣告されたタンネル V. Tanner やリュティ R. Ryti らを含む臨時政府のリストすらも含んでいた。折しもレイノは自分の名がモスクワ交渉使節団の中に含まれているむねを3月9日に通知されたので、内務事務次官マンテレ Erkki Mantere とともに、同日、シフヴォを招いて事の次第を告げた。レイノの未刊回顧録はこの会見内容を伝えてはいないが、情報にくわしい元共産党員トゥオミネン Arvo Tuominen の推測としてオッレ・レイノがしるしているところによれば、レイノはシフヴォにたいし、「[懸案の]友好・相互援助条約の反対者が近日なんらかの行動に出るという情報を受けている。同様に左翼の側でも反乱が予想される。

22) 筆者によるチェコスロヴァキア政変に関する議論については、小著『ソ連邦と現代の世界』(岩波書店、1980年)、225-228ページ参照。

23) さしあたり、Leino, *mt.*, s. 235より引用。

……友好・相互援助条約に関する会談が継続している間国防軍は全国的に待機して欲しい」<sup>24)</sup>という申入れを行なった。このためモスクワ交渉に軍事顧問として派遣を予定されていたシフヴォは国内にとどまることになった。これで見ると、レイノは決してSKPのクーデタ計画なるものを知っていてシフヴォに通告したわけではなく、むしろ右側からのクーデタの噂をうけていわば内戦阻止の見地からシフヴォに連絡をとったのであった。

時間的な経過の順序でいうと、このあとに4月26・27両日の非常呼集の事件が起ることになる。この事件の現象的なあらましについてはすでに述べたので繰り返さないが、事件からかなりのちに明らかになった断片的な史実をさらに検討してみよう。事件直後の1948年5月7日に警察監督官グンメリウス E. Gummerus が作成し、1949年11月11日に国会憲法委員会に提出された調書によれば、ヘルシンキ市警視総監ガブリエルソン Erik Gabrielsson がパーシキヴィ大統領から直接に、共和国大統領を逮捕し内閣、電信電話、フィンランド銀行を占拠する事件が4月26日夜に発生しようとしているむねの連絡を受けた。ガブリエルソンは自分のえている情報から信じ難かったが、重要な筋からの情報であるので非常措置をとった<sup>25)</sup>。また事件当時社会民主党の書記長であり、SKPと鋭く対立する右派の指導者であったレスキネンが回顧録で述べているところによれば、レスキネンがシフヴォを招いて「フィンランド軍が何か極端な、たとえば共産主義者とかファシストのクーデタ企図を撃退できるか否か」を質したところ、シフヴォは、強く肯定し、<sup>26)</sup>「戦後に国中におかれた、あらゆる武器を含む貯蔵物は効果的に監視されることになった」と答えたという。これらの史料から推測すれば、パーシキヴィが、クーデタの情報をかなり明細なかたちで、かつかなり性急に軍や警察に伝えて対処を命じたことになる。

それでは、こうした処置を、パーシキヴィは、いかなる根拠と、意図からとったのであろうか。『トゥルン・サノマット』紙が伝えた情報の真偽は目下のところ検討のすべがないが、うえの問題については、より間接的な性格の史料が存在する。それは、本稿でもすでに利用している首相秘書ヘッキラの回顧録中に含まれているものである。そこには、非常呼集2日目に開かれた閣議の様相がつぎのように描写されている。〔4月〕27日火曜日に大統領を議長として1時間近く閣議が開かれた。その際パーシキヴィは他の人びともいる所で荒あらしい言葉を使って国内を支配している混乱状態について語った。かれは、変化をもたらすべきであり、市民の権利が保護されなければならぬ、と断言した。/内相レイノが口をはさんだ唯一の人であった。かれは警視総監ガブリエルソンの活動が不適切であると述べた。レイノは、教会の石の台座は武器所蔵に適しているとは思わないという理由から、とくに武器の移動を批判した。/〔他の〕閣僚たちは、ヴィルフラを除いては起ったことの真の背景が次第に明らかになってきたので、政治的賢明さを発揮して沈黙していた<sup>27)</sup>。パーシキヴィの非常呼集措置は、すでに述べたように総司令官と警視総監にだ

24) *Ibid.*, ss. 231-232.

25) さしあたりは、Lehén, *mt.*, ss. 23-24 より引用。ただし、ガブリエルソンは、次の週に何か起るという情報はえていたが、これもかれは信用していなかった。

26) 「フィンランド軍は常にいかなる時にも共和国大統領と国会の背後に立っている。共和国の合法的に選出された機関を破壊しようという企ては情容赦なく粉碎する。かりにかかる事態が生じて私が片づけられても、別の人物が代るはずであり、かれは事前に出出されている」。さしあたり、*Ibid.*, から引用。

け直接命ぜられたものであり、閣僚の頭越しになされていた。ヘイッキラが描写する閣議は、まったく不意打に非常呼集が行なわれた直後に開かれているわけである。

このあと、どのように政治情勢が展開していったかを、概観しておこう。事件直後、SKPは、新聞が非常呼集の意図をSKPの武器奪取を防止するものと報じている点をとらえてSKPにたいする挑発であるとし、調査と風聞伝布の責任追及を要求した。またレイノは、4月28日にラジオ演説を行ない、非常呼集措置とクーデタ計画を「右翼グループ」の責任とした。しかし、こうしたSKPの反撃は効を奏さず、クーデタ風聞が広まり定着していく中で、SKPは政界で孤立し、また3党連合内閣の中にも亀裂が深まって、ようやく政府危機の様相を呈した。波にのるかたちで、国会の憲法委員会は、1945年に戦争犯罪のかどでソ連が要求した22人の市民——その中にはフィンランド人も含まれていた——を休戦監視委員会に引渡したレイノの行為を調査し、5月19日にこれを憲法違反とする報告書を提出した。SKPを政権から排除しようと望む諸勢力は、この調査結果を根拠に内相レイノの不信任案を国会に提出し、国会は81対61の賛否を以てこれを可決した。こののも、6月の国会選挙でSKPは大きく後退するのであり、その結果、ファーゲルホルム K. A. Fagerholm を首相とする社会民主党の単独内閣が成立し、1945年秋以来続いていた3党連立体制はここに終りをつげたのである。

以上の諸事実からかえりみても、パーシキヴィがいかなる情報源にもとづいて非常呼集の措置をとったかは、なお不明であるといわなければならない。ヘイッキラは、首相ペツカラからの直接の伝聞としてつぎの叙述をなしている。「ペツカラは、大統領が何からクーデタ企図について聞いたか尋ねてみた、と私にいった。パーシキヴィは、入手した情報によれば市街はそうした風聞に満ちていた、私の妻が運よく美容院でその話を聞いたのでね、と答えた。何しろ国家の武器が悪い場所に保存されていたから、だれもああやらずにはおけないよ、とパーシキヴィは満足気に言明した」<sup>27)</sup>。これはもとより政治家一流の韜晦であろう。しかし、パーシキヴィの措置が確報にもとづくものではなかったことをこの言葉は象徴しているようにも思われる。1カ月も以前のレイノのシフヴォへの情報伝達がここで積極的要因になっているとは思わないし、『トゥルン・サノマット』紙が伝える「事実」にしても、根拠が疑わしいばかりでなく、大統領がそれによって決断を下す要因になるとは思われない。何よりも情報収集に自信をもっている首都警察当局がパーシキヴィの伝達を情報の確度としては疑っていた事実が裏書きしているであろう。ところが、パーシキヴィの非常呼集措置は、根拠においてこのように不分明であるのと対照的に、目的において明確である。ヘイッキラが伝える閣議でのパーシキヴィの発言は、その好例であるし、その後のフィンランド内政の展開もまた、パーシキヴィの措置の目的を立証する状況証拠になっている。その意味で、首相秘書ヘイッキラがつぎのような大胆な断案を回顧録中で下しているのは注目される。「そのような〔SKPのクーデタという〕企図はまったくなかったし、計画すらされたことはなかった。だが、内外政情の安定がある程度達成されたいま、パーシキヴィは秩序を改善する理由を必要としたのだ」<sup>28)</sup>。

27) Heikkilä, *mt.*, ss. 229-230.

28) Heikkilä, *mt.*, ss. 230-231.

29) Heikkilä, *mt.*, s. 230.

## 6. 結びにかえて

1948年4月6日にフィンランドとソ連の間に結ばれた友好・協力・相互援助条約は列強間の軍事的対立の圏外に身をおきたいと考えるフィンランドの中立願望と、西北国境における軍事的安全保障の強化を追求するソ連の欲求との妥協の産物であったと、いえるであろう。この両者の要求はそもそも互いに矛盾したものであり、両国がナイーヴにそれぞれの要求に固執したことが、1939年の冬戦争の要因となったのであり、さらにこの冬戦争がフィンランドの二度目の対ソ戦争＝「継続戦争」と敗戦という道程を準備したのであった。しかし、こうした両国の基本的要求は、第2次世界大戦後も依然として変らなかったのであり、両者の矛盾は大戦後のいわゆる米ソ冷戦の高まりの中でふたたび顕在化し、1948年2月のスターリンのパーシクヴィ宛書簡を直接の契機として、1939年秋の冬戦争前夜と基本的に同じ状況が生れかけたのであった。そうした状況が、モスクワでフィンランド・ソ連両国間の交渉が行なわれて友好・協力・相互援助条約が締結されることによってもかくも打開され、両国間に新たな関係が発展することになったのは、フィンランド側、ソ連側においてそれぞれいかなる譲歩が、いかなる段階でかついかなる意図にもとづいて行なわれた結果なのであろうか。

この問いに答えるために、まずフィンランド側について、本稿の本文中で明らかにした諸事実を再検討・整理してみたい。そもそもフィンランド側においては、2月22日付のスターリン書簡の提案内容を全面的に支持するSKPないし人民民主同盟を除いては、ソ連とことさらに「友好・協力・相互援助条約」を結ぶ必要が本来あると考えている勢力はなかった。フィンランド側においては、大統領パーシクヴィが表現したように、敗戦国ドイツは当分新しい戦争に訴える力はなく、またフィンランドの地理的位置からしても、ドイツの方向から脅威を受けることはありえない、と考えられていた。したがって、フィンランドとしては、ソ連にたいする戦争を向後企てることは絶対になく且つフィンランド領を経由した対ソ侵略には全力を挙げて戦うという「誠実さ」の宣言をしておけば充分と考えていた。しかしながら、ソ連が現実には条約締結交渉を要求してきている以上、「カルタゴの破滅」(パーシクヴィ)は是が非でも回避しなければならないという情勢判断にもとづいてともかくも交渉には同意するという決定を下したのであり、同時に軍事条項をも含む条約草案を準備したのであった。それゆえ、この時点においてフィンランド側は重要な譲歩を行なったことになる。次の段階の譲歩はモスクワでの交渉過程で生じているが、これはフィンランドにとっては小規模なものであったと筆者には思われる。交渉に臨むにあたってフィンランド側が意図したのは、1) 諸国家間の紛争の圏外に立つ原則の強調、2) フィンランドにたいする、あるいはフィンランドを経由しソ連に向う侵略に抵抗するに際してソ連から援助を受ける決定権はフィンランド側が握る、ということであった。ところが、これらについては、ソ連の援助が「フィンランドの要請にもとづいて」行なわれるという字句のかわりに相互に協定するという文言を入れざるをえなかった点を除いては、フィンランド側の主張がほとんど通る結果となったのである。

それでは、フィンランド側は、これらの譲歩をいかなる意図のもとになしたのであろうか。ここでフィンランド側がなしたもっとも大きな譲歩、すなわち、現実にはドイツの脅威

が存在するとは考えられないにもかかわらず、また列強国の紛争の外に身をおきたいとフィンランド国民が望んでいたにもかかわらず、フィンランドがみずから欲しない YYA 条約をソ連と結ぶという行為に出た意図を考えてみよう。それは簡単にいえば、ソ連を安堵させることによってソ連との関係を改善し、フィンランドの安泰をはかったものに他ならない。いったい、フィンランドが基本的に望んでいたことは「列強間の紛争の圏外に立つ」ことであった。これは、本文で見たように、たんに列強間の戦争に際して厳正中立を保つという古典的な中立概念ではなく、戦時における戦争巻きこまれを避けるために平時からすでに列強間の紛争には巻きこまれないという外交方針をとることを意味しており、19世紀以来多くの軍事的弱体国が試みてきた「小国中立」の対外方針を意味する。しかし、首相ベッカラがまさに指摘したように、「テクノロジーの発達のもとで小国の軍事的能力が大幅に限られてきている」条件下でのフィンランドの対外方針にたいするソ連の信頼を取付けるためには、「独立国としての義務」に従って侵略撃退のために戦う保証を条約のかたちでソ連に与えなければならない、というのが YYA 条約を締結したフィンランド政府の基本的な論理であった。「小国中立」をめざした国家が隣接する強国の安全保障欲求を充足させるために類似の政策をとった好例は、すでに第1次世界大戦前のデンマークに認められるところである。デンマークは当時「小国中立」を国是としていたが、国際対立の深まりにつれて隣接するドイツ帝国が英・仏軍のユトランド半島を經由した対独攻撃に備えてデンマークを予防的に占領する恐れが出てきたことに鑑み、英仏側にこうした意図をもたせないために自国の軍備をある程度増加し、この措置によってドイツ側を安堵させデンマークを占領しないという保証をドイツ側から取付けようと図ったのであった<sup>30)</sup>。デンマークにせよフィンランドにせよ、「小国中立」の変形としてのこうした方策は、①敵対可能性のある国家の安全を保証することで自国の安全を保証する、②自国の防衛能力をそのために用いる、という点で、古典的な国際権力政治のルールには見当らない新しい性格のものであるといえるであろう。ただし、そのためには、当該小国は自国の防衛に関して完全な自主的決定権をもっていることが大切であるが、YYA 条約の場合、フィンランド政府はそうした解釈に立っているとはいうものの、交渉過程において「フィンランドの要請にもとづいて」という字句を諦め、「相互に協定」という文言を入れざるをえなかったものであり、ここに問題が残ったわけである。

以上のフィンランド側にたいして、ソ連側についてはどのようなことがいえるであろうか。まず、ソ連側の対フィンランド要求の内容がどの時点でどのように変化したかを振り返ってみよう。1948年2月22日付のスターリン書簡においてソ連側が提案したのは、ソ連・ルーマニア間およびソ連・ハンガリー間に結ばれた友好・協力・相互援助条約と「同様な」友好・協力・相互援助条約であって、締結国の一方が侵略されたならば他方はこれを援助して戦うという通常の相互援助条約の内容をもつものであった。3月末にモスクワで交渉が始まった時点でもソ連側の要求は変化していなかった。ところが、ソ連側の態度は、交渉過程において2段階にわたって変化したのである。第一段階の変化は、フィンランド側が対案を出した時点で生じたのであって、ここでは、相互援助条約の地理的適用範囲をフ

30) くわしくは、小著『北欧現代史』(山川出版、1980)、175-177ページを参照されたい。

フィンランド領内に限定するというフィンランド側の構想に簡単に同意したのであった。このことは一見ソ連側の大きな譲歩のように見受けられるが、たしかに条文上のこの変化がもつ意味自体は大きいものの、実はソ連の態度の変化としてはさして重大な意味をもつものではない。ソ連がフィンランドとの相互援助条約を地理的に限定してもよいと考えていた証左は、すでに1939年の冬戦争の折にソ連がクーンネン「政権」と結んだ「相互援助・友好条約」に現われており、地理的に限定された相互援助条約で必要かつ十分という真意は、ソ連側において変らなかったと思われる。地理的な限定は、ソ連の要求が西北国境の安全保障欲求に発しているかぎりにおいて、フィンランドの軍事力や地理的位置に鑑み許容しうることであったと考えられるし、それはまた、フィンランド国民の反発を柔らげるのに効果的であると期待されたのであろう。

第二段階の変化は、フィンランドの対案にたいしてソ連が出した対案がフィンランド側の抵抗を受け、結局フィンランド側の主張を大幅に認めた段階で行なわれたが、これはソ連としては重大な譲歩であった。いったい、ソ連側は、フィンランド側の対案を基礎として交渉を進めることに同意し、外見上フィンランド案に対応した対案を提出はしたものの、実は、前記の地理的限定以外の事項については、フィンランド側の要望を実質的に骨抜きにすることを意図したのである。ソ連側が骨抜きを欲したのは、(A) フィンランドが侵略に抵抗するにあたってソ連の援助を受ける場合、フィンランドに決定権をもたせている点(第1条)、および(B) 平時における両国の「協議」の対象を軍事侵略にかぎり、また「協議」の前提条件を両国の合意による「軍事的侵略の脅威」の「確認」にかぎった点(第2条)であった。そのため、ソ連側は、(A) に関しては、ソ連の援助の発動を自動的なものとし、かつ援助のあり方の決定権をソ連の手に握りうる工夫を施すとともに(B) に関しては、平時における「協議」の対象を「侵略の脅威」に拡大し、また前提条件をはずした条文にしたのであった。これでは、(A) は通常の相互援助義務と変らないものになるし、(B) は「侵略の脅威」の拡大解釈によって任意の時期に任意の「協議」をソ連がフィンランドに要求できることになるわけである。ところが、フィンランド側が粘り強く抵抗すると、(A) については、ソ連の援助の供与は両締約国の協定を前提にするというフィンランド側の新案を受け入れ、(B) については、第2条を第1条の同義反復と化するフィンランド側新案をきらって、平時の「協議」の発動をば「軍事的脅威」の存在に関する両締約国の合意のうえにのみ認めたフィンランド旧案に同意したのである。しかも、そればかりではない。ソ連側は、列強の利害対立の外に自国をおきたいというフィンランド国民の願望を表明した前文を条約につけるといふ譲歩をも、この第二段階で行なっているのである。

以上の考察によってソ連側の譲歩がいかなる点で、かついかなる段階において行なわれたかを明らかにしたが、そこで次に問題となるのは、ソ連がこれらの譲歩を行なった意図および背景的要因であろう。第一段階の譲歩は、すでに見たように、冬戦争以来ソ連がフィンランドに相互援助条約を結ぶにあたって折込みずみのものであり、その発現にすぎないと考えられるから、問われるべきは第二段階の譲歩であろう。第二段階における(A)、(B) 2点と前文に関する点との都合3点の譲歩は、ソ連としては従来考えていなかった事柄であり、交渉は実にこの(A)、(B) をめぐって難航し、フィンランド側代表団の一部が

本国での協議のため一時帰国するという事態が生じたのである。しかし、一時帰国のケッコネンとソエデルフェルムがまたモスクワに戻って交渉が再開されると、ソ連側は急速に折れてフィンランド側案に大幅な譲歩を行なったのであった。条約調印直後の祝賀会の席上でケッコネンがフィンランド側のディクタートというわけにはいかなかった、と評し、スターリンがディクタートと大して変りがなかった、と切返したのは、交渉においてソ連が大幅に譲歩したという認識において両国間に一致があったことを、如実に示している。しかし、ソ連側がこうした譲歩を納得して行なったのではないことは、その後、それも長期にわたってYYA条約の解釈をめぐる、フィンランドとソ連の間に見解の相違と摩擦が生じた事実が裏書きしている。ただし、その場合、注意しなくてはならないことは、フィンランド側が、すでに述べたように、YYA条約をフィンランドの中立志向を保証した政治的協定であるという解釈でほぼ一貫してきたのにたいし、ソ連側には、そうしたフィンランド側の解釈と、YYA条約を両国間の軍事的協定であることを想起させようとする解釈とが存在し、しかもそれらが時期によって、ないしは国際情勢の変化に応じて、交互に前面に出てきたことである。この点については、後日改めて論じなければならないが、フィンランド側で示される解釈とソ連側のいわば硬派が示す解釈の異なりは、条約の具体的細部にわたってきたのであって、それはたとえば、条約第2条に関して、「協議」のイニシアチブをフィンランドがもっているという1961年のケッコネンの解釈を代弁したヤコブソンの見解にソ連軍部が反論を加えるといった事件に端的に現われている<sup>31)</sup>。こうした諸事実から推しはかるならば、YYA条約の交渉過程第二段階においてソ連側が自己の原則にかかわる譲歩を行なったのは、自己の原則を変更したというより、後日の条約解釈においてソ連側に有利な余地を少しでも残すかたちで当面はともかくもフィンランド側の要望に応じたのではないかと考えられるのである。

そこで、次に出てくる問題は、なにゆえにソ連が交渉の第二段階でそのようなあいまいな結果をもたらす譲歩を行なったのか、ということであろう。いいかえれば、なにゆえにフィンランド側が、条約文に関して「ディクタートと大して変りがない」(スターリン)交渉を行ないえたのか、という問である。それにたいする短刀直入の答えは、ソ連がともかくフィンランドとの条約を成立させることを望んでいたからだ、ということになる。条約を成立させることへのソ連側の執心は、さまざまな点に反映している。それは、交渉過程において、ソ連側が自己の原則を貫くにしてもフィンランド側の対案の表現形式を踏む手順をとっていることや、フィンランド国会による条約批准の可能性についてソ連指導者が強い不安感を露わにしたことに窺われるのである。

それでは、ソ連側は、いかなる理由から、譲歩を重ねてもなおこのようにフィンランドとの条約成立に執心したのであろうか。フィンランドとの相互援助条約の締結は、すでに見たように第二次世界大戦中以来のソ連の一貫した方針であり、連合諸国とフィンランド間の講和締結後まもない時点でこうしたかねての懸案の解決が日程にのぼったとしても、自然であるといえるであろう。しかし、ソ連指導者の条約締結提議の動機をそれだけにかぎり、当時ようやく亢進しつつあった米ソ冷戦の状況をかれらが考慮に入れなかったと考

31) この点の詳細は、小稿「フィンランドの外交政策——M. ヤコブソンの著書に寄せて——」、『国際政治』第63号「現代の安全保障」所収を参照されたい。

えることは、むしろ不自然であると思われる。ところが、問題はそればかりでない。ソ連はこれらの動機にもとづいてフィンランドに懸案の要求をつきつけたこと自体によって、西側諸国の態度を硬化させ、東西「冷戦」状況を亢進させ、そのことによっていよいよフィンランドとの条約締結を期さざるをえない立場に自国を追いこんでいったのではないであろうか。本文中に述べたように、ソ連のフィンランドにたいする友好・相互援助条約の提議は、チェコスロヴァキア政変とあいまって、米英仏、さらには北欧諸国政府のあいだにつぎのソ連の要求がノルウェーに向けられるであろうとの警戒心を喚び起しつつあった。ソ連側はそうした情勢を敏感に察知していたと思われる<sup>32)</sup>のであり、さらに3月にイギリス外相ベヴィンの提唱にもとづきブリュッセル条約をつうじ西欧連合が成立するといったヨーロッパ国際政治の大状況下で、対フィンランド交渉に臨むソ連側の選択の余地は狭められていったと考えられる。すなわち、ソ連は、一方では1939年の冬戦争前夜の場合にも似て、自己の要求を公開した結果交渉妥結に国際的威信をかけざるをえなくなっていた。しかも他方では、冬戦争の教訓が明らかに作用し、また米英との決定的な衝突やスカンディナヴィア諸国との敵対を避ける方針からしても、自己の要求をそのままフィンランドに強制することの結果を恐れざるをえないという一種のディレンマに陥りつつあったと見ることができよう。ソ連のフィンランドにたいする第二段階の曖昧な譲歩は、ソ連側の主体的な選択の結果であるというよりは、こうした客観情勢の強制によって追いこまれた結果であるとする方が、より妥当しているといえるのではないであろうか。

ここで、以上に見たようなYYA条約締結をめぐるソ連の対フィンランド外交とSKPのクーデタ風聞事件とがどのようにかかわっていたか、という問題、いいかえればソ連の対外政策がフィンランドの内政に関してどのような関心を有していたか、の問題を考えてみることにしたい。この点については、本稿の冒頭で紹介したように、フィンランドおよび西側世界においては、ソ連がフィンランドについては東欧諸国と異なって最初からその政治経済システムの変化——つまりSKPの立場からすれば革命——を欲してはいなかったというヴロヤンテスのような見方と、ソ連がフィンランドにYYA条約を正式提案したのちの段階においてフィンランドの内政変化をあきらめるといふ転換が生じたというヤコブソンやパストレリの見方があるが、本論中でたびたび引用したオッレ・レイノは、後者の立場をとっているのみならず、議論をさらに大胆に展開している。それによれば、ソ連側は、「社会民主党と右翼が組むことによって」YYA条約の締結をフィンランド側が拒否すれば恐らくフィンランド国内に紛糾が生じ、これをフィンランド共産党が利用し、ポルッカラ基地に進駐するソ連軍が有形無形の援助を与えることによってフィンランドの内政転換が可能であると考えていた。ところがチェコスロヴァキアのクーデタが同時期に発生し、これにたいする西側世界の反応が激しかったために、西側列強との紛争を望まぬスターリンは、3月～4月の間にフィンランドを緩衝国家もしくは「ヨーロッパにたいするソ連の窓」にする構想に転換したのであった<sup>33)</sup>。

32) これに関して直接物語る史料は見当たらないが、たとえば、フィンランドが「アングロ・サクソン諸国」に接近しているとのソ連の警告(本稿(3)参照)は、こうしたソ連の敏感さの一端をのぞかせているといえよう。

33) Leino, *mt.*, s. 233.

これらの見解にたいする筆者の評価を下すに先立ち、本稿で明らかにしたところの SKP のクーデタ風聞の問題を整理しておくことにしよう。筆者の考えでは、SKP の党内外には、チェコスロヴァキア共産党が——それを「クーデタ」と呼ぶか否かはともかくとして——実権を握りえたことを評価し、これに倣おうとする期待があったことは事実であると思われる。そしてフィンランドにおいても、あたかもチェコスロヴァキアで共産党排除の動きの逆手をとって共産党が権力固めを行なったように、SKP を排除しようとする動きが発生し、これを SKP が逆手にとる可能性が理論的にはあったと思われる。しかしながら、SKP にとっては、チェコスロヴァキア共産党に比べ条件ははるかに悪かったというべきであろう。第1に、同じく政治的には退潮気味であったとはいっても、チェコスロヴァキアでは社会的・経済的な体制変革が進んでおり、その意味で SKP の政治的実権掌握は駄目おしともいえる意味をもっていたのにたいし、フィンランドではそもそも体制変革そのものが生じてはいなかったのであり、SKP はその拠って立つ基盤がはるかに弱かったと思われる。第2に、フィンランドの保守勢力は SKP にたいする対応においてきわめて巧妙であって、SKP にたいする挑発を避けるとともに、SKP が抗争のテーマとしうるような、またそれによってソ連の援助を受けうるようなソ連との YYA 条約締結問題で柔軟にソ連に対処しており、この点では SKP は、スターリン書簡の原案支持を説くだけに終り、動きをまったく封じられていた、ということができよう。こうした諸点を考慮に入れるならば、ヘルツタ・クーンネンの演説は、チェコスロヴァキアの例に倣って SKP 挑発の動きには断固反撃すべきことを基調において説きながらも、SKP がわれから進んで同様な事態を作り出さずには SKP の実力からいった無理であることを党内の急進的な分子に理解させようという狙いをもっていたのではないであろうか。

そこで今度は、SKP のこうした状況にたいしてソ連側がどのように対処していたかを考えてみよう。対フィンランド外交の分析の部分ですでに明らかにしたように、YYA 条約を提起したソ連の目的は一貫して、高まる冷戦状況の中で、西側強国にたいし威信を維持しつつも軍事的対決はあくまで避けることをつうじて、西北国境の安全保障をかねての願望どおりに実現させることにあった。その場合、SKP はソ連にとっては、そうしたソ連の願望を早急に満たす方向での内政的キャンペーンの役割を果すべき存在であったと思われる。したがって、SKP が急進的な動きを示すことは、フィンランド政府をして YYA 条約成立に追いこむ効果がある限りにおいてソ連に有益であったと思われる。しかし、パーシクヴィ大統領が YYA 条約への反情に傾斜する議会を統御して条約締結へ向おうとしていることが明らかになった時、SKP の急進的な動きはソ連にとってはむしろ支障にすらなったであろう。このように考えてくるならば、フィンランド側がソ連側の YYA 条約締結提案にたいして対応を明確にしていなかった時、ソ連は SKP の急進的な動きに期待をかける面もあったかと思われるが、その場合にも、SKP の革命遂行能力にたいするソ連側の評価はきわめて低かったのではないであろうか。(完)

## Background of The Finno-Soviet Treaty of 1948 (IV)

Hiroshi MOMOSE

The purpose of this article is to discuss background to the conclusion of the treaty of Friendship, Cooperation and Mutual Assistance between Finland and the Soviet Union. The writer starts by examining precedent works on the same subject, the outline of which was already given in the résumé for part (I) (*Slavic Studies*, No. 24) of this article. Therefore, the present résumé deals with the rest.

In Part (II) (*Slavic Studies*, No. 27) and (III) (*Slavic Studies*, No. 28) of the article, the writer sheds light on the Soviet policy towards Finland in the period coming down to the latter's comeback to the international society in October, 1947, Finland's response to the Soviet proposal of the beginning of 1948 and negotiation in Moscow. In the opinion of the present writer, A. A. Zhdanov's report to the first conference of the Cominform in September, 1947 defines Finland as a West European state belonging to the "democratic, anti-imperialist camp," but lacking in the foundation for socialism. The Soviet leaders were satisfied with President J. K. Paasikivi's policy of accommodation towards the Soviet Union, while they had realized that Finland's internal situation would not be susceptible of revolution. This Zhdanov's observation may serve as a key to understand what J. V. Stalin was getting at by proposing a treaty of Friendship, in the beginning of 1948. His purpose was to increase the security of the Soviet's north-eastern border without intervening in Finland's domestic affairs. When negotiation began in Moscow, the Soviet Union was ready to draw back from the original idea of a treaty "similar" to those with Hungary and Rumania, and to accept the Finnish counter-proposal for a treaty of limited character, apparently modeled on the "Kuusinen Government's" treaty with the Soviet Union in 1939. Instead, the Soviet delegates were adamant in their efforts to slip into the treaty the expressions that would secure the Soviet's "say" in possible military cooperation between the two countries. At the final stage of negotiation, however, the Soviet Union gave up even this idea. The Soviet leaders hoped for the improvement of security in western border, short of farther aggravation in their relations with the West. They apparently knew that deadlock would drive the Soviet Union into a critical situation that would compel her to secure prestige at the risk of confronting herself with the West. The result was that, as Stalin joked, Finland dictated the treaty to the Soviet Union. Further, the Soviet leaders had realized that Finland had had a different political system demanding the Diet's consent to the conclusion of a treaty. To the Soviet leaders, however, the treaty was anything but satisfactory.

1948年のフィンランド・ソ連条約の成立事情に関する覚書(4)

Since 1948, the Soviet Union has occasionally turned back to her original position in struggle over the interpretation of the treaty the story of which is worth another article. In Part (IV), the writer refers to different views of the SKP's *coup d'état* rumour, with an impression that it was skillfully used to give a finishing touch to the decrease of the SKP's popularity among the Finnish people.